

第74回 原子力関連学協会規格類協議会 議事録

1. 日 時：2024年3月11日（月）13時30分～15時00分

2. 場 所：一般社団法人 日本電気協会 4階 A会議室（Web併用会議）

3. 出席者：（敬称略，順不同）

出席委員：山本議長(日本原子力学会 標準委員会 委員長)，笠原議長(日本機械学会 発電用設備規格委員会 委員長)，阿部(日本電気協会 原子力規格委員会 委員長)，松永(日本機械学会 発電用設備規格委員会 副委員長)，伊阪(日本機械学会 発電用設備規格委員会 幹事)，高屋(日本機械学会 発電用設備規格委員会 原子力専門委員会 委員長)，西山(日本原子力学会 標準委員会 副委員長)，西川(日本原子力学会 標準委員会 幹事)，村上(日本原子力学会 標準委員会 関村委員代理)，成宮(日本原子力学会 標準委員会 委員)，宮野(原子力学会 標準委員会 フェロー委員)，吉田(日本電気協会 原子力規格委員会 副委員長)，斉藤(日本電気協会 原子力規格委員会 幹事)

常時参加者：大泉(資源エネルギー庁)，佐々木(原子力規制庁)，戸田(原子力規制庁)，瀧口(日本建築学会 原子力建築運営委員会 主査)，松岡(日本機械学会 発電用設備規格委員会 事務局)，大沼(日本原子力学会 標準委員会 事務局)，奥村(日本電気協会)，高柳(日本電気協会)，中山(日本電気協会)，浅見(日本電気協会)

オブザーバ：稲本(日本溶接協会)，増川(火力原子力発電技術協会)，内海(日本電機工業会)，中島(土木学会 原子力土木委員会 幹事長)，富田(電気事業連合会)，岡田(電気事業連合会)，天内(日本電機工業会)，山中(日本原子力学会)，松澤(日本電気協会)，山田(日本電気協会)

説 明 者：鬼沢(日本原子力研究開発機構)

日本電気協会 原子力規格委員会 事務局：原，景浦，米津，梅津，上野，佐藤，田邊

(計41名)

4. 配付資料：別紙参照

5. 議 事

原子力関連学協会規格類協議会 事務局から，本委員会にて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないこと及び録音することを確認した。その後事務局より本日の会議の議長は山本議長となるとの紹介があった。

5.1 出席者確認，代理出席者，常時参加者及びオブザーバの紹介

原子力関連学協会規格類協議会 事務局より，参考資料-1に基づき，委員変更の紹介があった。出席委員については委員13人中代理者1名を含め全員出席との報告後，常時参加者，オブザーバの紹介があった。

5.2 前回議事録確認

原子力関連学協会規格類協議会 事務局より資料 No.74-1 に基づき、前回議事録(案)について紹介があり、正式議事録にすることについて、運営要綱第7条（決議）に基づき決議の結果、特にコメントは無く、承認された。

5.3 審議事項

(1) 原子力関連学協会規格類協議会の課題案について

山本議長より、資料 No.74-2-1-1 及び資料 No.74-2-1-2 に基づき、原子力関連学協会規格類協議会の課題案について説明があった。

(主な説明)

- ✓ 原子力規制庁と3学協会の委員長との意見交換における3つのテーマについて、本日は技術評価、エンドースについて皆さんの意見を伺いたい。
- ✓ 意見交換では課題や現状認識について相違があると考えている。
- ✓ 原子力規制庁と3学協会との意見交換は、平成30年の3学協会のステートメントにおける規制側との意見交換や連携の充実に基づくものであると考えている。
- ✓ 原子力規制委員会及び原子力規制庁での議論を振り返ると、既に廃止になっている平成24年の11月に作成された資料 No.74-2-1-2 では、新規制基準自体が性能規定化されており、それに対して仕様を定めた規定については、公正、公平、公開性が担保されたプロセスで学協会の民間規格を活用するということが書かれている。
- ✓ 資料 No.74-2-1-1 は平成30年6月に策定されたものであるが、1つ目は「3学協会などの民間規格について、性能規定化された規制要求に対して、容認可能な実施方法として予め評価しておくことは、効率的な検査の実施に資する」という考え方が述べられている。2つ目が、3学協会を含む民間規格を引用するには「策定プロセスによらず」ということが記載されている。廃止になったものは、公正、公平、公開性が担保されたプロセスを重視していたが、この資料では策定プロセスによらず技術的に妥当であるかを、技術評価で評価するということが書いてある。このような状況で技術評価が実施されているが、新しい検査制度がスタートして、その中では、事業者が一義的責任を負い安全を確保するという一方で、学協会の規格を事業者が使用する中で、検査制度で確認する取り組みが行われている。日本電気協会の規格はエンドースがない形で、実際に事業者で使用されている。そういう意味では技術評価やエンドースの意味合いが、少し変わってきていると受け取っている。
- ✓ その様な背景の下、3学協会での技術評価の取り組みの近況を紹介したいと考える。
- ✓ 日本原子力学会は、廃棄物関係の技術評価がしばらく前まで実施されており、今年の1月31日の原子力規制委員会で、技術評価の結果が審議され、技術評価については特段異論がなかったが、エンドースをすることによるメリットと、それに対する労力を考慮し、今回はエンドースを見送ることとなった。今回の技術評価で足りない判断された部分を、比較的近い未来に取り込むという改定が予定されており、そういうことも含めて、評価書としては取りまとめるが、エンドースはしないとのこと。
- ✓ 日本電気協会の技術評価の状況であるが、JEAC4620,JEAG4609 について、ごく最近技術評

価がなされたのと、次年度直ぐに JEAC4206 と JEAC4201 を技術評価に掛けて頂きたいということで、希望を申し上げている状況である。(注：2024 年度までの技術評価計画として、以下の日本機械学会の規格の技術評価が終了後、日本電気協会の JEAC4601:耐震設計技術規程が予定されている)

- ✓ 日本機械学会の技術評価の状況としては、設計建設規格、材料規格、溶接規格の技術評価が進んでいる。この中で溶接規格については、少し課題を残しており、技術評価が長引いている。その主な理由は、溶接は施工方法に色々なバリエーションがあり、それを組み合わせると更に色々なバリエーションが出て来るが、現状評価中の規格はあまり具体的に記載されていない。一方で溶接施工方法は規格と運用の両方にラップしている部分があり、細かな施工については運用ということで、ATENA（原子力エネルギー協議会）とそれぞれ分業しながら進めている。この議論の中で、何処までが規格であり、何処までが事業者側の運用かということ、今後整理する必要がある。もう1つ、今日の議論に関わるかもしれないが、原子力規制庁から求められているものは、細かな部分まで手順が分かるようになって欲しいということであるが、一方で手順ということになると、事業者の運用に関わる部分もあるので、規格というのは、手順書とは違っており、最近特に性能、パフォーマンスを求めるということで、もう一度規格の在り方というのを議論することが課題になっていいると思う。
- ✓ 2月に開催された幹事会での意見を紹介する。しばらく前までは、国が性能規定を定めて、それに合致する仕様規定を民間が定めていくべきということであったが、必ずしもその様な仕分けではなくなってきた。長寿命運転や新しい検査制度が入ってくる中で、性能規定や仕様規定とは少し違うフェーズに入ってきている。あるいは、これまではエンドースに対して高い意義を見出してきたが、検査制度の導入により、必ずしもエンドースされない形でも活用出来るようになってきているという、状況の変化を認識する必要がある。また、技術評価に対して、民間規格を作っている学協会と規制側に共通の認識がないと、規格を作った際に齟齬が発生する可能性がある。規格策定の効率化という観点からは、規格を作る早い段階で規制側の職員に入って頂くのが良い等の議論もあった。これらの詳細については、資料 No.74-4-1 に書かれているので、それを見て頂きたいと思う。
- ✓ 今日の意見交換の目的は、何かを解決するという議論よりも、皆さんが技術評価に対してどのような課題や問題意識を感じているのかを自由に発言して頂くものにしたい。

(主なご意見・コメント)

- 原子力規制庁だが、原子力規制委員会の規則は性能規定であるので、効率的審査及び検査の実施に資するというのは、言ってみれば審査や検査の現場で細かく検討しなくても良いように、予め技術評価として確認をしておき、この規格にこの条件を付けて使用すれば細かい検討は不要であるというのが技術評価であるというふうに認識している。したがって、技術評価された方法であれば、検討は不要。技術評価された方法でなければ、審査や検査の現場で、検査官と議論して良いか悪いかを決めるということも可能である。こちらの方法はかなり時間がかかるので、先に実施しておくことで効率的な審査及び検査が可能になると考える。従って、技術評価で審査並みに確認をされて驚いたという意見をよく聞くが、先に審査をしている位置づけなので、それはあたり前なこと。技術評価を実施して運用されるという意味を認識していない方が、

分科会や作業会で多くいると思っている。また、技術評価の活動は確かに大変だと思うが、対象規格を所管する分科会については、審議官承認の推薦状により2人以上の職員を派遣し、出席した場合には技術的な意見を言うというルールで運用している。これは、資料 No.74-2-1-1が発行された時と同時に導入している。ただし、派遣職員個人の資質により、あまり発言しない場合もある。少しずつ良くなっていくはずだと思っているが、技術評価の時に例えば日本電気協会でも、技術評価でどの様なことを聞かれたとか、どの様な資料を用意しておく必要があるのか等があまり共有されていないので、技術評価の時に毎回振出しに戻るような作業になっており、その辺を改善して頂いたら業務を効率化できるかと思っている。

- 電気事業連合会だが、我々事業者としてエンドースというのをどの様に見ているかというのと、原子力規制庁とそれほど変わらないかと思う。今回技術評価をお願いしているものや、今後お願いするものについては、先行的な審査という形で実施しているものであり、技術評価を既に実施した部分については、今後何プラントも審査するとなった場合に非常に効率的な運用が出来るかと理解をしている。その中で平成30年の記載を見ると、対象が3学協会等の民間規格ということに対して、日本原子力学会の技術レポートやATENAのレポートも含んで良いのでは（ないか）と思う。ただ、中長期的に見ると、事業者というのは原子力安全を考えながら利益を得るという民間の企業であるので、至近では原子力規制庁が技術評価を行いやすいものを提供する必要があり、我々が考えている工程に乗せていく努力が必要と思う。しかし、中長期的に考えるならば、3学協会だけでなくとも良いのかとも思っている。
- 日本機械学会だが、皆さんの言われることはごもっともであると思う。議論しておいた方が良くいこととして、効率を上げるために、汎用的な部分を先に審査するというのはごもっともだが、汎用性を上げるためには、色々なケースを考えて、なおかつ具体的なものまで細かく決めておくということになる。一方で、それをあまり進めると、規格自身はかなり大きくなり、当然技術評価も大変になってくる。汎用性や幅の広さについてはある程度バランスが必要であるという気もした。それは、どこまで性能という面で留めるか、どこまで個別の詳細化及び手順のバランスに関わるかということであると思う。議論の観点として一例を提示した。
- 原子力規制庁に聞きたいが、わざわざ策定プロセスによらずと書いてある所は何か意図があったのか。
 - 原子力規制庁だが、先程の最初に示されたものは1回目に委員会に諮ったものの、了承されず引き続き議論することになった。この後に出ているものが、最初に制定されているものであり、基本的にそこから考え方は変わっておらず、プロセスは事業者から意見を聞いて進めるということになっていて、原子力規制庁の職員が規格の策定に関与するという事になっている。個人的には考え方は特に変わっていないと思っている。
- そうすると、先ほど話があったが、策定プロセスによらないということは、例えば日本原子力学会の標準委員会で技術レポートも対象になるというふうに読めるが、それについてはどう考えているのか。
 - 原子力規制庁だが、それについてはその様に読めると思う。原子力規制委員会になる前は、策定プロセスの妥当性を評価しており、審査の対象であったが、そういうものは平成30年に発行したものは書かれていないということで、今言われたのは等の中に入るかもしれない。規格でなければだめと言ったようなことは特に書いておらず、3学協会については、策定プロセスや規程類、体制が、一定程度以上にあるので、より協力しようということが書いてあるのかと

思っている。従って ATENA がこの中に入るかという点、現時点では入らないと思っているので、それが 4 学協会となるためには、規制委員会で議論が必要かと思う。

- ・ そうすると、策定プロセスがあるというのは、以前のやり取りでそう書かれているのかということ。もう 1 点、先ほど話があった、性能規定と仕様規定の関係の話であるが、今回の日本原子力学会の規格の技術評価としては、この仕分けが上手くできておらず、迷惑をかけた形になっているが、その点に対してご意見等補足はあるか。
- 原子力規制庁だが、規制要求はそのまま性能規定化されているということなので、性能規定が 2 つあると、何方の性能規定が正なのかということになる。したがって、規制要求の中で容認可能な実施方法を評価するのが技術評価となっているので、実施方法が書いていないと、基本的には技術評価の対象になりづらい。日本原子力学会の標準はそのように作られていなかったもので、今回の様な結果になったと思うが、予めそのつもりで、容認可能な実施方法（として）「何条何項の何とかについてはこの方法で行えば良い」というような規格を作っただけならば、それは非常に簡単に技術評価が実施出来ると思う。
- ・ 容認可能な実施方法について技術評価を実施するという点であるが、性能規定を技術評価の対象としないとは書いていない。性能規定化がなされていない領域があったとして、それに対して民間規格について技術評価をするとした時に、性能規定も含めて技術評価をするというのは排除されていないということが良いか。
- 性能規定化というのは、レベルがあると思うので言われる通りであると思う。
- ・ 性能規定、仕様規定という以前の言葉が新しい検査制度が出来て少し状況が変わってきたという話が前回あったが、今の議論も昔の性能規定、仕様規定の話ではなく、新しい検査制度の下で、性能規定という言葉が良いのか、あるいは求められる性能というのは何かということなのかという判断が必要かと思う。方向としては、新しい検査制度が出来て、更に上流側の性能という言い方が良いかもしれないが、性能側で原子力規制庁と我々で取り合うことになってきているのではないか。もしそうであれば、従来の区分で性能規定であると思われていたものであったとしても、民間で考える可能性もあると思うし、一方で容認可能な実施方法の範囲であるが、細かな手順とっている所から、もう少し上流側の方法論にまでおよぶ可能性があるのではないかと思う。従来の性能規定と、新しい検査制度が出来てからのパフォーマンスということについても確認しておいた方が良いでしょうに思った。
 - ・ 原子力規制庁に聞くが、性能規定について、言葉では分かるような気もするが、明確な線引きがある訳ではないと思うので、どの辺までが現時点の技術評価として考えやすいのかという議論は今何かあるか。
- 原子力規制庁だが、性能規定が何であるかということについて、あまり議論をしたことが無い。規則に書かれていることは、例えば「運転状態において弾性域を維持すること」が性能規定とあっており、それを実現するにはこのように計算することというのが仕様規定となる。しかし、検査でいっているパフォーマンスというのは、それとは少し違うと思っており、それとどういう関係にあるかということは考えたことが無い。
- ・ 例示の運転状態で弾性領域というのは、非常に分かりやすかった。そこから考えると、本当の意味でのパフォーマンスというのは、運転状態においては当然であるが、必要な冷却性能等に支障が無い等、そういうことである。弾性領域であれば結果として支障は無いが、弾性領域でなくても運転状態に支障が無い若干のへこみや変形という部分も許されているはずであり、そ

ここに新しい技術が入ってきて、パフォーマンスが上がっていくのだと思う。昔の感覚では、運転状態弾性領域というのは正論かも知れないが、現時点で考えれば、弾性領域ということは規則で決めるのではなく、むしろ方法論の方で色々な技術革新を取り入れていくことだと思う。この辺については今の論点かとも思う。

- 先程原子力規制庁からも話があったように、規格なり標準などを使っていく場合に、その手順に従って計算していけば○×が明確に出てくるという、そういったものを対象にしているというふうに理解をされていて、そういうことであれば、今ここで言っている性能規定というのはどういふものかというのにはさておき、そういう性能規定にかかっている、技術評価の対象になるということだと思える、原子力規制庁としてはそのようなことで宜しいか。
- 原子力規制庁だが、そういう観点から整理したことは無く答えづらいが、最初言われていたことは、規則に関する事なので、技術評価の対象ではなく、技術評価というのは規則に書いてある要求事項を具体化する方法を、先に審査するということであり、わりと作業に近いことなので、規則に関する事を議論する活動ではないと考えている。
- 今までの議論の内容について異論がある訳ではないが、原子力規制庁が言われたように、おそらく中身により議論できることと出来ないことがあり、規格により違ってくると思う。先ほど言われたように、原子力規制委員会から2名派遣されて、学協会の中で活動をして頂いているということであり、派遣される職員の個人差もあり、意見をしっかりとと言える方と、言えていない方がいるのかも知れないが、そこをもう少し更に良くする方法として、例えば日本機械学会の溶接規格を策定する所に参加される時には、溶接規格を策定する時に、どういった所について議論するのかといった点を、先ず活動の中で議論をして頂いて、中身によっては先程原子力規制庁が発言されたように、それは学会の中で議論することではないなど、ジャッジに困ることについては規格類協議会で確認する等、何かやり方を明確にさせていただけたら良いと思う。特にそれを思ったのが、米国のASMEのコードウィーク等にも出席しているが、ASMEではNRCの職員の方がしっかりと意見を言っているの、それも規格の種類により違ってくると思うが、共通解というのがなかなか難しいと思うので、原子力規制庁の職員が派遣された時の議論をサポートする様な事をするのもっとよくなるのかと思った。もう1点としては本日の議題ではないかもしれないが、民間でATENAガイドもできており、以前、原子力規制庁でもよくいわれていたが、ATENAガイドの位置付けはということで、そこもしっかり議論していかないと、限られたリソースの中で効率的に進めるということに対してはまだ検討する余地があると考えている。
- 今のサポートという言葉について補足頂けないか。
- 具体的にいうと派遣された個人によって、学会の中でどこまで意見を言っているのかということに関しては迷いがあると思うので、職員の方にも個人差があるし、多分、学会側の方も原子力規制庁の職員にどこまで言っているのかということが多分個人差があると思うので、そこをしっかりとこういうことまで言って良いということ、例えば例示をしてあげて、それでも困る場合には、原子力規制庁と各学会の委員長と議論するような全体をサポートする仕組みを考えても良いと思う。
- 原子力規制庁だが、原子力関連学協会規格類協議会でも同じだが、出席していて議論が内輪で進んでしまうと、口を出すチャンスがなかなか無く、そのまま会議が終わり何も意見を言わないということも良くあるが、技術的な所で積極的に決めようとしている時に、「原子力規制庁

から何かあるか」と聞いていただければ必ず意見を言うと思うので、それだけでも違うかと思う。

- ・ 具体的な提案と受け止める。非常に重要なポイントと認識した。
 - ・ 電気事業連合会だが、ATENA ガイドについては、未だエンドースには繋がらないということで、今後どの様にするかについては検討していきたいと考える。
 - ・ 原子力規制庁だが、今回の溶接規格の技術評価をしていて、規格に要求事項等が書いてあるが、どの様に記録を取るのかなど混乱しないようにするための仕組みは、ATENA の保守点検のガイドの附属書に建付けるという説明をしていたが、その様にすみ分けされて、混乱が無いように事業者においてさらに細かいルールを作っていくというのは、とても理解しやすいので、そういうすみ分けが現在でもされていると考えている。
 - ・ 予め評価することという一文があるが、ここの所をもっと具体化して頂けるとありがたいというのが一つの意見であり、具体的には民間規格を策定していくという段階の中で、原子力規制庁の職員がオブザーバとして参加して頂いているので、上手くオブザーバの方々に規格の策定へのコミットをして頂いて、そこでどんどん意見を頂けると、そのうちの一部が技術評価に至ったとしても、細かい所については評価をした上で、全体的な技術評価に繋がっていくという形に出来ると、効率的な形にできると思うが、この辺りについて原子力規制庁の意見があればお願いしたいと考える。
- 原子力規制庁だが、今言われたことは資料 No.74-2-1-1 に書かれていると思っており、規格委員会の規格策定の在り方と言うことで、職員の立場とあるが、専門家として情報を提供する立場として、規格策定を行う委員ではなく、発言は出来るが議決権は無いということで、職員に周知及び教育もしてあるし、職員も自覚している。ただ、個人差があるということで、発言をあまりしない職員や、発言をする職員もいると思うが、これは原子力規制委員会で決めたルールになっているので、これが適切に発揮されるように、やりやすい仕組みを作っていけば良いかと思う。
- ・ 仕組みを作っていくのは学協会側か、それとも原子力規制庁側の教育等々になるのか。
- 原子力規制庁だが、規制庁の中では職員はこういった立場で出席しているということは周知している。それと分科会等に出席すると庁内で報告をするので、報告内容は理解しているし、意見すべきことがあると基盤課からコメントするので、「次回発言をする」というようなやり取りをしている。それで十分な訳ではないが、発言するタイミングがなかなか無いということで、先ほども言ったが、学協会から発言するタイミングを与えて頂くということで、良い方向が見えてくるのかと思う。
- ・ 民間規格側も少し遠慮している所があるが、なかなかご意見を引き出す所に至っていないかと思う。そういう意味では我々学協会についても、積極的に意見を拾いに行くように、各分科会等々に対してお願いをしていくことを理解した。
 - ・ 今のやり取りにうなずいていたが、発言は出来るが議決権は無いといった所で、発言は出来る側になるので、恐らく遠慮されている方もいると思っているし、今回迷惑をかけている溶接規格に対しても、原子力規制庁から見ると、データなど品質的な根拠が不足している部分に該当する所が沢山あったと思うので、これについて発言頂ければ、それを採用するか否かは日本機械学会側の方かもしれないが、もう少し効率的な技術評価が日本機械学会側では出来たのかというふうに反省しているので、これからは積極的に発言頂けるように学協会側から声を掛けさ

せて頂くし、事例みたいなものを作成し、こういう所については、指摘を頂きたいということ
を原子力規制庁及び皆さんにおいても共有するようにしたいと考える。

- ・ 原子力規制庁だが、規格類協議会、あるいは標準委員会とか原子力規格委員会の皆さんが思っ
ているのと、分科会等に出席している皆さんが思っていることは、必ずしも同じではないと思
っており、皆さんが前向きに考えているということが分科会にもきちんと伝わっているのかと
いうことを時々思っている。そういう所でも、議論の共有を進めて頂いた方が良いと考える。
- ・ 今の発言は我々への宿題として受け取っておく。この課題については引き続き意見交換をして
いきたいと考える。

(2) 事業者からの技術評価の希望に関する状況

電気事業連合会 富田部長より、資料 No.74-2-2-1 に基づき、事業者からの技術評価の希望に
関する状況について説明があった。

(主なご意見・コメント)

- ・ 特になし。

5.4 報告事項

(1) 各学協会からの報告

1) 日本機械学会

a. 設計・建築規格他の技術評価に係る検討チーム会合状況について(報告)

日本機械学会 発電設備規格委員会 松永副委員長より、資料 No.74-3-1-1 に基づき、設計・
建築規格他の技術評価に係る検討チーム会合状況について報告があった。

(主なご意見・コメント)

- ・ 特になし。

2) 日本原子力学会

a. 2024年春の年会標準委員会企画セッション(計画)について(報告)

日本原子力学会 標準委員会 標準活動基本戦略タスク 鬼沢委員より、資料 No.74-3-1-2 に
基づき、2024年春の大会 標準委員会企画セッションについて報告があった。

(主なご意見・コメント)

- ・ 特になし。

3) 日本電気協会

a. 第9回原子力規格委員会シンポジウム(計画)について(報告)

日本電気協会 事務局より、資料 No.74-3-1-3に基づき、第9回原子力規格委員会シンポジウ
ム(計画)について報告があった。

(主なご意見・コメント)

- ・ 特になし。

5.5 その他

- ・ 原子力関連学協会規格類協議会 事務局より、資料 No.74-4-1 に基づいて、第 74 回原子力関連学協会規格類協議会に向けた幹事会の議事録の紹介と資料 No.74-4-2 に基づき、検査制度に関する意見交換会合の状況についての報告があった。
- ・ 次回原子力関連学協会規格類協議会開催については、幹事会を 5 月 23 日 (木) 10 時 30 分から 12 時 00 分、本会議開催を 6 月 18 日 (火) 13 時 30 分から 15 時 30 分を予定しているので各委員の予定に入れておいて欲しい。

以 上

第74回原子力関連学協会規格類協議会配付資料

資料No.74-1	第73回 原子力関連学協会規格類協議会 議事録（案）（2023年12月13日）
資料No.74-2-1-1	原子力規制委員会における民間規格の活用について
資料No.74-2-1-2	原今後の学協会（日本原子力学会、日本機械学会、日本電気協会）規格の活用と規格策定委員会への参画について
資料No.74-2-2-1	技術評価を希望する学協会規格
資料No.74-3-1-1	日本機械学会 設計・建設規格／材料規格／溶接規格等の技術評価対応状況について [第5報]
資料No.74-3-1-2	「日本原子力学会2024年春の年会」企画セッション提案書
資料No.74-3-1-3	第9回 日本電気協会 原子力規格委員会シンポジウム プログラム（案）
資料No.74-4-1	原子力関連学協会規格類協議会 幹事会 議事概要
資料No.74-4-2	検査制度に関する意見交換会合の状況について
参考資料-1	原子力関連学協会規格類協議会 名簿
参考資料-2	原子力関連学協会規格類協議会 運営要綱
参考資料-3	日本機械学会 発電用設備規格委員会 制定規格
参考資料-4	日本原子力学会 標準委員会 標準の策定と技術評価に関する状況
参考資料-5	日本電気協会 原子力規格委員会 策定規格
参考資料-6	原子力安全の向上に向けた学協会活動の強化～事業者の自主的安全性向上の取組みを前提とする検査制度見直しを踏まえて～（平成30年3月8日）
参考資料-7	民間規格の技術評価の実施に係る計画